

○早島町障害児(者)日中一時支援事業実施要綱

(平成18年10月1日要綱第14号)

改正 平成22年10月12日要綱第17号 平成28年4月1日要綱第18号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害児(者)の日中における活動の場を確保することにより、障害児(者)の家族の就労支援及び障害児(者)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 障害児(者)日中一時支援事業は、施設等において障害児(者)に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うものとする。

2 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等の利用はできないものとする。

(事業の委託)

第3条 町長は、障害福祉サービス事業者等この事業が適切に行われると認められる事業者に委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 日中において監護する者がいないことにより、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害児(者)とする。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、早島町障害児(者)地域生活支援事業利用申請書を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき利用の要否等を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、緊急を要すると認めた場合は、電話等により申請できるものとする。この場合において、申請者は、速やかに第1項に規定する手続きを行わなければならない。

(支給量等の決定)

第6条 支給決定量は、町長が対象者の意向及び心身の状況等を勘案して決定するものとする。

(費用)

第7条 この事業に要する経費は、次のとおりとする。ただし、事業実施施設等が送迎サービスを行った場合は、片道につき500円を加算する。

- (1) サービス提供時間が4時間未満のとき 1,750円
- (2) サービス提供時間が4時間以上8時間未満のとき 3,500円
- (3) サービス提供時間が8時間以上のとき 5,250円

2 町長は、前項に規定する費用の100分の90（当該申請を行う障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税である者（以下、「市町村民税非課税者」という。）又は生活保護受給者であるときは、100分の100）を実施事業者を支払うものとする。

3 実施事業者は、前項の規定による費用の請求は事業を実施した月の翌月10日までに町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の請求があったときは、請求のあった月の末日までに支払うものとする。

(利用料)

第8条 事業を利用する者は、前条第1項に規定する費用の100分の10を事業の実施者に支払うものとする。ただし、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者にあつては、利用料は徴しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成22年10月12日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年7月1日以降に利用申請のあったものから適用する。

附 則(平成28年4月1日要綱第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。